

内閣府告示第二百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年七月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月三十日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 三 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地面積基準の引き下げによる大学設置事業（八一―）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校

地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）